

千歳市内で在宅医療を利用されている方へ



「在宅医療廃棄物」の 取扱いガイド

■在宅医療に伴い生じる廃棄物は、次の要領に沿って適正な処理をお願いします。

在宅医療の種類

- ・ 医師や看護師などが患者宅に出かけて治療を行うもの（往診・訪問診療・訪問看護）
- ・ 自ら自宅で治療を行った時に出る安全な注射針等の医療廃棄物

在宅医療の主な廃棄物

- ・ 鋭利でないもの（注射針以外）
- ・ 鋭利であるが安全な仕組みをもつもの（ペン型自己注射針）

・ 自己注射針・注射器・注射筒



ペン型自己注射針 自己穿刺針 ペン型自己注射カートリッジ

・ 針のついていないチューブ・カテーテル類



チューブ カテーテル類

・ 腹膜透析 (CAPD) バック・栄養剤バック・ボトル類 (プラスチック製)



CAPD バック 栄養剤バック 洗腸

・ ストーマ袋・導尿バック




ストーマ袋（一体型、分離型） 導尿バック



自己注射針・注射器・注射筒などは、硬めのペットボトル、紙パックの容器に入れて「**キケン**」と表示してください。

在宅医療廃棄物の出し方

衛生上焼却する必要があるため、プラスチック類（マーク含む）の在宅医療廃棄物でも「燃やせるごみの袋」に入れて、ごみステーションに出してください。



市の指定ごみ袋

プラスチック製容器包装、4種資源物で出すことはできません。

注）汚物、薬品等は必ず処分してください。（洗浄の必要はありません）

＜在宅医療廃棄物の処理に関するお問い合わせ先＞

千歳市環境センター廃棄物対策課

電話 0123-23-2110

平成29年作成